

# 振り込め詐欺を防ぐための地域づくり

尾 田 清 貴

1. はじめに
2. 振り込め詐欺の現状
  - 1) 全国的情況
  - 2) 神奈川県内の状況
3. 神奈川県警調査から得られる振り込め詐欺の特徴
4. 振り込め詐欺対策の現状
5. 振り込め詐欺に関する法律の概要
  - 1) 犯罪収益移転防止法による規制
  - 2) 携帯電話不正利用防止法による規制
6. 警察・金融機関等における取り組み状況
  - 1) 警察による直接の予防活動

振り込め詐欺を防ぐための地域づくり (尾田)

八三 (三六九)

- 2) 各金融機関等における取り組み
7. 振り込め詐欺を防止するための地域づくり（まとめに代えて）
  - 1) 予防の考え方
  - 2) 身近なセイフティ・システムの構築
  - 3) 振り込め詐欺の特徴を踏まえた対策の推進
  - 4) 事後対応（危険の発生を最小限にするには）

## 1. はじめに

高齢者を狙う犯罪は、従前はひたたくり等の非侵入窃盗や空き巣等の侵入窃盗が比較的多くを占めていた。勿論、悪質商法等に見られる消費者詐欺の類型の被害についても、豊田商事事件等の被害者の多くを高齢者が占め、現在に至るまで多くの高齢者が悪質商法や詐欺まがい商法の被害者になっていることからも、高齢者を巡る犯罪状況について検討する意味は大きい。例えば、二〇一〇年（平成二二年）には、詐欺罪に占める六五歳以上の高齢者の割合は、三〇・八%、強盗罪では一一・五%、窃盗罪では一〇・五%と全刑法犯の平均（一一・〇%）よりも被害発生状況が高く<sup>①</sup>なっている。国民生活センターが、集計した全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が七〇歳以上の相談の件数は、二〇〇四年度に一〇万件を超え、二〇一〇年（平成二二年）度は一三七、〇九三件で、相談全体の約一五%を占めている。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の三つの大きな不安を持っていると言われていることから、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあり、親切にして信用させ、年金・貯蓄等の老後の蓄えを狙って、事前に狙

いを定めた地域の情報を収集していることが多いのが現状である。また、高齢者は自宅に居ることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴である。

本稿では、特に、近年社会問題化している振り込め詐欺に的を絞って検討を加えることにする。<sup>②</sup>

特に、二〇〇八年（平成二〇年）には、認知件数が二万件を超え、被害総額も二七五億円を超えたことから、様々な取り組みがなされ、翌二〇〇九年（平成二二年）には大幅に減少したものの楽観を許さない状況にある。

また、被害を未然に防ぐための対応が、街頭犯罪や侵入盗等の被害者化を防ぐ対応と比較すると、関係機関と地域社会の連携が必ずしも十分な状況にあるとは思えないことから、振り込め詐欺を防ぐための地域づくりに関する若干の提言をしたいと思う。

## 2. 振り込め詐欺の現状

### 1) 全国的状況

振り込め詐欺<sup>③</sup>は、平成一五年夏頃から目立ち始め、平成一六年以降毎年二五〇億円を超える被害が生じていたが、平成二二年における振り込め詐欺の認知件数は、六、六三七件で、前年比七〇三件の減少、被害総額は約八二億一、三六二万円で、前年比約一三億六、五五二万円と大幅な減少であった。しかし、オレオレ詐欺<sup>④</sup>に関しては、認知件数は、四、四一八件で、前年比一、三六一件（四四・五％）増加し、被害金額でも約六〇億四、三八三万円で、前年比約八億四、一一七万円増加している。

平成二三年六月末現在、認知件数は二、二八八件、被害総額は三七億三、七五〇万七、〇〇〇円と昨年同月比で四一八

表 1 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成19年～23年6月末）

|         | 平成 19 年 |           | 平成 20 年 |           | 平成 21 年 |         | 平成 22 年 |         | 平成 23 年 6 月末現在 |         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|
|         | 認知件数    | 被害総額      | 認知件数    | 被害総額      | 認知件数    | 被害総額    | 認知件数    | 被害総額    | 認知件数           | 被害総額    |
| オレオレ詐欺  | 6,430   | 1,453,290 | 7,615   | 1,551,928 | 3,057   | 520,266 | 4,418   | 604,382 | 1,753          | 302,334 |
| 架空請求詐欺  | 3,007   | 376,576   | 3,253   | 358,712   | 2,493   | 318,230 | 1,774   | 175,207 | 278            | 37,989  |
| 融資保証金詐欺 | 5,922   | 385,704   | 5,074   | 374,794   | 1,491   | 94,976  | 362     | 34,400  | 183            | 26,524  |
| 還付金詐欺   | 2,571   | 298,671   | 4,539   | 474,004   | 299     | 24,440  | 83      | 7,370   | 74             | 6,894   |
| 合 計     | 17,930  | 2,514,242 | 20,481  | 2,759,439 | 7,340   | 957,912 | 6,637   | 821,361 | 2,288          | 373,751 |

※ 被害総額は、既遂犯の被害額で千の単位で筆者が四捨五入している

表 2 振り込め詐欺の認知件数・検挙件数・検挙人員の推移（平成17年～22年）

|      | 平成 17 年        | 平成 18 年        | 平成 19 年        | 平成 20 年        | 平成 21 年       | 平成 22 年       |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 認知件数 | 21,612         | 19,020         | 17,930         | 20,481         | 7,340         | 6,637         |
| 被害総額 | 25,151,867,404 | 25,493,300,973 | 25,142,421,788 | 27,594,389,498 | 9,579,122,058 | 8,213,607,351 |
| 検挙件数 | 2,539          | 2,974          | 3,079          | 4,400          | 5,669         | 5,189         |
| 検挙人員 | 819            | 761            | 454            | 699            | 955           | 686           |

件、六億八、〇八四万二、四一七円減少している。しかし、オレオレ詐欺については、一、七五三件と昨年同月比で二七三件の増加となっている。被害額においても九億七、三二四万五、六四一円の増加であった（表1）。

架空請求詐欺<sup>⑤</sup>は、七〇四件減少の二七八件で、被害額も約四億七、五〇〇万円減少の三億七、九八九万円であった。融資保証金詐欺<sup>⑥</sup>は、四減少の一八三件であったが、被害額は約一億六、六七〇万円増加の二億六、五三三万五、〇〇〇円であった。還付金詐欺<sup>⑦</sup>は、一七件増加し七四件で、被害額も約一、五六七万円増加の六、八九四万円であった。

検挙件数・検挙人員の推移を見たのが表2であるが、各種の取り組みが功を奏し、平成二〇年では検挙率が二・四%であったものが、二〇年には七七・三%、そして二二年には七八・一%に増加している。

次の表3は、全国の現状と神奈川県内の状況を比較した表であるが、ほぼ同様の傾向を示している。

また、警察官等を装って、キャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出（窃取）額は約一九億円で、これに加えた振り込め詐欺の実質的な被害総額は一〇〇億八、八〇四万八、〇一四円であった。

表3 振り込み詐欺認知件数・被害額の推移（平成16年～22年）

|       | 全国     |           | 神奈川県  |         |
|-------|--------|-----------|-------|---------|
|       | 認知件数   | 被害額（万円）   | 認知件数  | 被害額（万円） |
| 平成16年 | 25,667 | 2,837,865 |       |         |
| 平成17年 | 21,612 | 2,515,186 | 1,094 | 208,800 |
| 平成18年 | 19,020 | 2,549,330 | 1,008 | 199,200 |
| 平成19年 | 17,930 | 2,514,242 | 1,166 | 239,100 |
| 平成20年 | 20,481 | 2,759,439 | 1,988 | 315,700 |
| 平成21年 | 7,340  | 957,912   | 554   | 81,100  |
| 平成22年 | 6,637  | 821,360   | 780   | 112,000 |

※ 被害金額は、既遂のみ

※ 平成16・17年の認知件数は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺及び融資保証金詐欺の3累計の合計数

※ 神奈川の被害額は、10万円単位で四捨五入

表4 振り込み詐欺被害者の年齢・性別割合

|        | 振り込み詐欺 |      | オレオレ詐欺 |      | 架空請求詐欺 |      | 融資保証金詐欺 |      | 還付金詐欺 |      |
|--------|--------|------|--------|------|--------|------|---------|------|-------|------|
|        | 男      | 女    | 男      | 女    | 男      | 女    | 男       | 女    | 男     | 女    |
| 19歳以下  | 0.0    | 0.4  | 0.0    | 0.0  | 0.4    | 3.0  | 0.0     | 0.0  | 0.0   | 0.0  |
| 20～29歳 | 1.0    | 1.3  | 0.2    | 0.1  | 6.7    | 9.3  | 1.4     | 2.0  | 0.0   | 1.4  |
| 30～39歳 | 2.0    | 1.5  | 0.1    | 0.3  | 12.2   | 10.0 | 7.5     | 0.7  | 0.0   | 0.0  |
| 40～49歳 | 2.1    | 2.0  | 0.1    | 0.4  | 11.1   | 11.1 | 0.2     | 5.4  | 0.0   | 0.0  |
| 50～59歳 | 2.7    | 8.7  | 0.7    | 9.4  | 7.8    | 7.0  | 17.7    | 6.8  | 1.4   | 2.7  |
| 60～69歳 | 5.8    | 24.1 | 4.6    | 28.2 | 6.3    | 4.1  | 21.1    | 4.1  | 2.7   | 40.5 |
| 70歳以上  | 8.0    | 40.3 | 7.5    | 48.5 | 5.9    | 5.2  | 19.0    | 4.1  | 5.4   | 45.9 |
| 合計     | 21.6   | 78.3 | 13.2   | 86.9 | 50.4   | 49.7 | 76.9    | 23.1 | 9.5   | 90.5 |

平成二三年一月～六月までの被害者を年齢別に見ると、振り込み詐欺全体では、六〇歳以上の高齢者の割合が七八・二%を占めているが、オレオレ詐欺では八八・八%、還付金詐欺では九四・五%を占めている。とりわけ女性の被害率がそれぞれ六四・四%、七六・七%、八六・四%と高くなっている。架空請求詐欺については、男女とも比較的年齢の低い層に被害が発生しており、融資保証金詐欺は、男性の四〇～六〇歳代で全体の二七・九%を占めているのが特徴的である（表4）。

金融機関から通帳・キャッシュカードをだまし取る詐欺罪及びだまし取られた通帳であることを知りながら譲り受ける盗品譲受等罪の検挙件数は二、三三八件と、前年比一、五三三件減少し、検挙人員も九六一人と、前年比五二八人減少した（表5）。振り込み詐欺の種類（具体的な手口）を一覧表にまとめたのが、次の表6である。

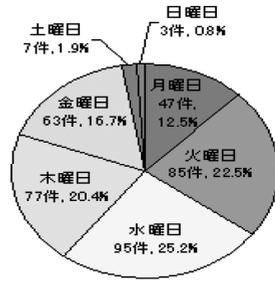
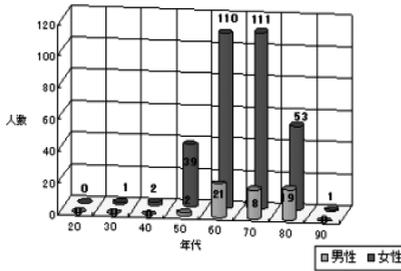
表5 振り込め詐欺を助長する犯罪の推移（平成17年～22年）

|       |      | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 口座詐欺  | 検挙件数 | 1,222 | 1,558 | 1,602 | 2,849 | 3,778 | 2,288 |
|       | 検挙人員 | 866   | 818   | 700   | 1,023 | 1,439 | 925   |
| 盗品譲受け | 検挙件数 | 148   | 108   | 48    | 81    | 83    | 40    |
|       | 検挙人員 | 161   | 94    | 40    | 57    | 50    | 36    |
| 合計    | 検挙件数 | 1,370 | 1,666 | 1,650 | 2,930 | 3,861 | 2,828 |
|       | 検挙人員 | 1,027 | 912   | 740   | 1,080 | 1,489 | 961   |

表6 振り込め詐欺の手口分類

|         |   |
|---------|---|
| オレオレ詐欺  | 電話を利用して息子、孫等を装い、会社でのトラブル、横領等の補償金名目、サラ金等借金返済名目や警察官や弁護士等を名乗り交通事故示談金名目等で現金を預金口座に振り込ませる等の方法によりだまし取る詐欺<br>被害者層は、年齢60歳代以上が全体の約90%を占める。      |
| キーワード   | 電話番号が変わった・借金の保証人になった・キャッシュカードを預かる   |
| 架空請求詐欺  | 不特定多数の者に対し、有料サイト利用料金名目、訴訟関係費用名目等架空の事実を口実とした料金を請求する文書、メール等を送付するなどして、現金を振り込みや送付させるなどの方法により、だまし取る詐欺<br>被害者層は、年齢20代から40代が全体の70%を占めている。    |
| キーワード   | 「総合情報サイト」等、はっきりしないサイト名の利用料金、レターパック  |
| 融資保証金詐欺 | ダイレクトメール、FAX、電話等を利用して融資を誘い、融資を申し込んだ者に対し、保証金等を名目に現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺<br>被害者層は、年齢に関係なく、男性が全体の70%以上を占める。                      |
| キーワード   | 借金の一本化、会社の運転資金、融資の前に保証金   |
| 還付金等詐欺  | 社会保険事務所の職員等を名乗り、年金の還付金手続きや自治体の職員等を名乗り、税金の還付手続きであるかのように装って、ATMまで誘導し、ATMを操作させて、自己の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませる詐欺<br>被害者層は、年齢60歳代以上が全体の90%以上である。 |
| キーワード   | 医療費の還付、税金の還付、N T T料金の還付   |

表7 被害者の男女別年齢層（既遂377件） 表8 曜日別発生状況（既遂377件）



## 2) 神奈川県内の状況

神奈川県下では、平成二十三年一～六月の認知件数は、振り込め詐欺が四〇六件、前年比一・二倍の七四件の増加、被害額は約八億五、四〇〇万円、前年比一・七倍の約三億四、六〇〇万円の増加で、オレオレ詐欺は、三九六件、前年比一・三倍の八六件の増加、被害額は約八億二、〇〇〇万円、前年比一・七倍の三億五、一〇〇万円の増加であった。

神奈川県警察本部（以下、神奈川県警、という。）によって、振り込め詐欺の内、オレオレ詐欺の既遂事件（三七七件）を分析した結果によると、被害年齢別では、六〇歳代が、一三一人（三四・七％）で最も多く、次いで七〇歳代の一二九人（三四・二％）、八〇歳代の七二人（一九・一％）で、六〇歳代以上の割合が全体の八八・〇％であった（表7）。

また、これを性別で見ると女性が六〇歳代以上に占める割合が全体の七二・七％であった。

被害発生状況を曜日別で見ると、土曜・日曜日の発生率がそれぞれ一・九％、〇・八％と低いですが、高齢者だけになってしまいういーク・デーで発生率が高くなっている（表8）。

発生時間帯で見ても、一一時～一四時の時間帯が全体の五四・一％、二〇四

表9 時間帯別発生状況 (既遂377件)

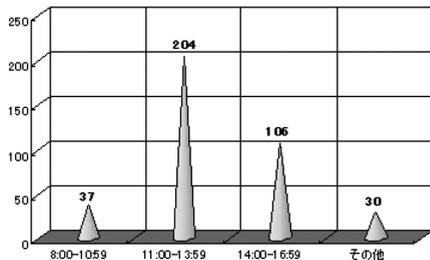


表10 交付形態 (既遂377件)

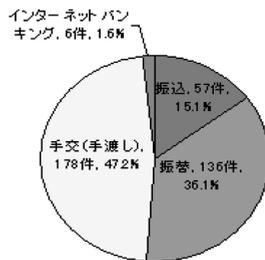
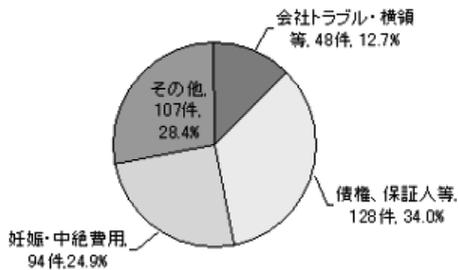


表11 平成23年1月～6月の種別 (既遂377件)



件と最も多く、次で、一四時～一六時台が二八・一%、一〇六件と若い世代が仕事や買い物などで出掛けて高齢者だけになつている時間帯が狙われやすいことが分かる(表9)。

交付形態について見ると、犯人が、被害者宅に来て手渡しするケースが一七八件(四七・二%)と最も多く、次いで金融機関を利用する振替が一三六件(三三・一%)、振込が五七件(二五・二%)の順で多かつた(表10)。

新しい手口としては、①キャッシュカードを取りに来るもの、②現金を直接取りに来るもの、③送金方法にエクスバック(一律五〇〇円の定型小型郵便)<sup>(8)</sup>を指定するもの等が増加している。

オレオレ詐欺の犯人が最も多く使つた手の込んだ嘘の話で多かつたのは、「債権・保証人等」の二二八件(三四・〇%)で、「妊娠・中絶費用」の九四件(二四・九%)、「会社トラブル・横領等」の四八件(二二・七%)の順であつた(表11)。

### 3. 神奈川県警調査から得られる振り込め詐欺の特徴

神奈川県警は、平成二二年二月一日から八月末日まで間、振り込め詐欺の被害に遭つた三〇六人に対し、「振り込め詐欺被害状況調査」を実施し、三〇五人(九九・七%)から回答を得て、分析を行つている。<sup>(9)</sup>そこで、この章では、本調査を参考にしながら、高齢者が被害に遭いやすい他の財産犯と比較しながら分析・検討を加えることとしたい。

被害者の性別、年齢別の状況は、女性の被害者が全体では七四%を占め、オレオレ詐欺で八〇%、還付金詐欺では九三%と高い割合を占め、架空請求や融資保証金詐欺では、五六%、五四%と男女差を大きくは無い(表12)。

年齢的には、全体では七〇歳代以上が三五%、六〇歳代を加えると六三%と高齢者が狙われていることが分かる。

振り込め詐欺を防ぐための地域づくり(尾田)

表12 振り込め詐欺被害者の性別割合

|         | 男性 | 女性  | 合計  |
|---------|----|-----|-----|
| オレオレ詐欺  | 43 | 170 | 213 |
| 架空請求    | 16 | 20  | 36  |
| 融資保証金詐欺 | 19 | 22  | 41  |
| 還付金詐欺   | 1  | 14  | 15  |
| 合計      | 79 | 226 | 305 |

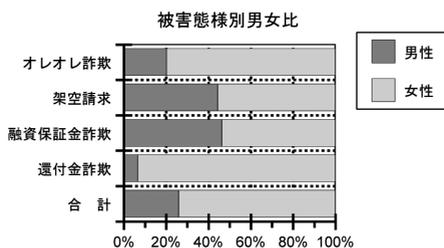


表13 振り込め詐欺被害者の性別・年齢別割合

|    | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男性 | 3    | 13   | 9    | 8    | 9    | 22   | 33   | 5    |
| 女性 | 1    | 5    | 6    | 5    | 19   | 30   | 25   | 9    |
| 全体 | 1    | 7    | 7    | 6    | 16   | 28   | 27   | 8    |

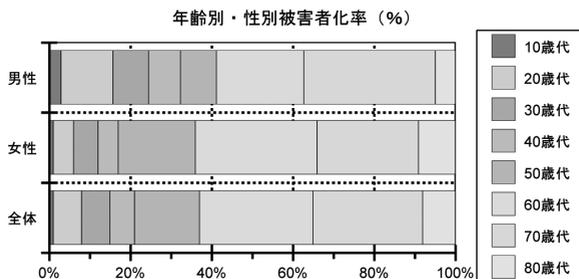
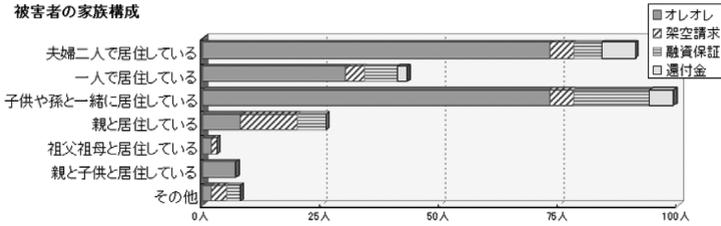


表14 振り込め詐欺被害者の家族構成



これを性別で見ると、五〇歳代、六〇歳代の女性の割合が、一九％、三〇％と男性の九％、二二％よりも高くなっており、七〇歳代以上では、女性三四％、男性三八％と余り差は見られない(表13)。この背景には、振り込め詐欺の最初のコンタクトを受けるのが、通常五〇代では女性が、六〇歳代以上では高齢者が在宅している場合が多いことと考えられる。

被害者の家族構成を見ると、三三・九％が「夫婦二人で居住している」と回答し、「一人で居住している」が一五・五％で、老人世帯が全体の四八・四％であるのに対し、「子どもや孫と一緒に居住している」が三五・七％であった。オレオレ詐欺では、「夫婦二人」が三七・四％、「一人」が一五・四％で、全体の五二・八％と高齢者のみの世帯が狙われやすいということが分かる(表14)。

職業構成比で見ると、一九一人(六三％)が無職で最も多く、架空請求や融資保証金詐欺の被害者が多い会社員(二四人)、自営業(二五人)が続いている。

#### 振り込め詐欺・ひったくり・空き巣の発生時間帯別認知件数

神奈川県調査では、一〇～一二時の時間帯が四五・四％と最も多く、次いで、一二～一四時が三〇・一％、八～一〇時が二〇・九％、一八～二〇時が一二・八％の順で多かった。修正された空き巣の数値で見ると、一〇～一二時が一九・八％と最も多く、

表15 振り込め詐欺、ひったくり、空き巣の被害発生時間

|       | 0～2時 | 2～4時 | 4～6時 | 6～8時 | 8～10時 | 10～12時 | 12～14時 | 14～16時 | 16～18時 | 18～20時 | 20～22時 | 22～24時 | 不明   |
|-------|------|------|------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| ひったくり | 8.5  | 2.3  | 2.3  | 2.6  | 3.4   | 6.2    | 6.8    | 6.9    | 8.6    | 15.5   | 20.2   | 15.0   | 0.0  |
| 空き巣   | 0.2  | 0.04 | 0.02 | 0.1  | 0.3   | 0.7    | 0.5    | 0.5    | 0.4    | 0.4    | 0.3    | 0.1    | 96.4 |
| (空き巣) | 5.8  | 1.1  | 0.6  | 3.3  | 8.0   | 19.8   | 15.3   | 15.2   | 10.3   | 10.0   | 8.2    | 2.5    | -    |
| 神奈川調査 |      |      | 0.0  | 0.3  | 20.9  | 45.4   | 30.1   | 12.1   | 12.1   | 12.8   | 12.4   | ※1.8   | 0.0  |

※（空き巣）は、空き巣の総数から（不明）を引いた数値を分母にして計算した％  
 ※ 1.8％は、22～4時までの認知件数の値である。

表16 振り込め詐欺・ひったくりの被害者の性別・年齢別比較

|        | 振り込め詐欺 |        | ひったくり  |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 男性 (%) | 女性 (%) | 男性 (%) | 女性 (%) |
| 20歳代以下 | 3      | 3      | 2      | 24     |
| 30歳代   | 3      | 2      | 1      | 12     |
| 40歳代   | 3      | 2      | 1      | 11     |
| 50歳代   | 3      | 7      | 1      | 13     |
| 60歳代   | 6      | 19     | 3      | 32     |
| 70歳代   | 5      | 25     |        |        |
| 80歳代以上 | 2      | 17     |        |        |
| 合計     | 24     | 76     | 8      | 92     |

※ 数値は小数点1で四捨五入しているので、合計は一致しない  
 ※ ひったくりは、70歳代及び80歳代の数値も、60歳代に含まれている

次いで、一二～一四時が一五・三％、一四～一六時が一五・二％、一六～一八時が一〇・三％の順であった。ひったくりは、二〇～二二時の時間帯が二〇・二％と最も多く、次いで、一八～二〇時の一五・五％、二二～二四時が一五・〇％の順となっている。

しかしながら、六〇歳以上の被害者は、振り込め詐欺の七四％、ひったくりの三五％を占めていることを考慮すると、ひったくりでは、一〇～一八時の時間帯に高齢者が狙われていると考えるのが妥当であろう。この時間帯は、修正された空き巣についても同様のことが指摘できる（表15）。

振り込め詐欺とひったくりについて、年齢・性別に被害状況を見ると、六〇歳以上では、振り込め詐欺もひったくりも女性がそれぞれ全体の六一％、三二％と高く、振り込め詐欺では七〇歳代の女性が二五％と極めて高い割合を示している。ひったくりについては、二〇歳代以下の女性が二四％と高いのも特徴的であるが、この層に関しては、帰

宅時間帯の一八時～二二時に多く被害に遭っている(表16)。

送金手段(場所)に関しては、「金融機関店舗内有人ATM」からが三一%と最も多く、次いで「手渡し」が二五%、「金融機関窓口」からが一七%、「無人ATM」からが一%の順で多かった。しかし、送金に関する犯人からの指示の有無についての項目では、「特に指示なし」が六八%と最も高く、次いで、「金融機関店舗内有人ATM」一〇%、「金融機関窓口」と「コンビニ店舗内ATM」からが六%の順で多かった。

実際に、被害者が送金に利用した金融機関は、都市銀行が四七%、地方銀行が二八%、信用金庫が一二%、郵便局が一%の順であった。これらことから、金融機関における振り込み詐欺防止の対策が重要なことが分かる。また、「コンビニ店舗内ATM」の利用も六%もあることから、コンビニエンス・ストアの従業員に対する振り込み詐欺防止対策の研修なども実施することが望まれる。

この点に関しては、全国銀行協会(以下、全銀協、という。)では、二〇〇七年(平成一九年)六月九日にリーフレット「その振り込み待った、『振り込み詐欺急増中』」を作成し、PDFで配布している([http://www.zenginryo.or.jp/topic/correspondence/index/banken\\_1ea020.pdf](http://www.zenginryo.or.jp/topic/correspondence/index/banken_1ea020.pdf))。また、この年から加盟各銀行と協働して、「振り込み詐欺撲滅強化月間」を実施し、振り込み詐欺の撲滅に取り組んできている。その主たる活動内容は、①振り込み詐欺への注意喚起、および「振り込み詐欺救済法」施行の周知に関するリーフレットを作成し、会員銀行の店頭等において配布、②「振り込み詐欺防止啓発イベント」を主催したり、警察当局が主催する防犯イベントへの参画、③振り込み詐欺への注意喚起、および「振り込み詐欺救済法」施行の周知に関する広告を掲載、④全銀協ホームページで「振り込み詐欺撲滅強化月間」の告知を行うとともに、キャンペーン用ページを作成するなどである。

- ① ATMコーナー（ATM機器より概ね2メートル以内の範囲）における携帯電話の通話は、原則としてご遠慮いただくこととする。
- ② 本件について、広くお客さまのご理解が得られるよう、ポスターの掲示など、積極的に周知活動を行う。
- ③ 携帯電話で通話しながらATMを操作しているお客さまに対しては、犯罪被害防止の観点から、従来にも増して積極的にお声かけを行うよう努める。

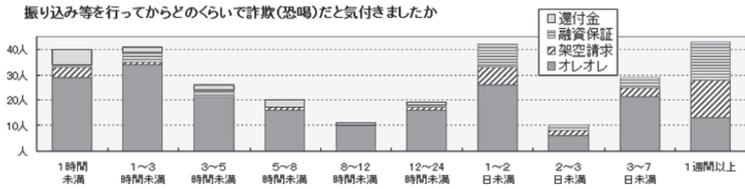
二〇〇八年（平成二〇年）七月二二日には、「ATMコーナーにおける携帯電話での通話自粛」の呼びかけについて、という通知を加盟銀行に出し、次の様な要望をしている。

「……（中略）…今般、当協会では、振り込め詐欺被害の未然防止に向けて自主的な取り組みを一層強化すべく、ATMコーナーにおける携帯電話での通話に關し、下記のとおり申し合わせる。」

これを受けて、千葉銀行では、二〇〇八年（平成二〇年）二月一〇日から、振り込め詐欺対策の一環として、ATM（現金自動預け払い機）を中心に二m程度の範囲で携帯電話を利用できないようにする装置を導入した<sup>10</sup>。しかし、千葉銀行の取り組みが、都市銀行や地方銀行等の金融機関において一般的な取り組みにはまだいたつておらず、ATMコーナーにおける注意喚起のポスター掲示や、ATM操作盤画面への液晶表示が為されているのがほとんどである。

また、日刊警察（二〇〇九年三月五日）によれば、埼玉りそな銀行は、埼玉県警察本部と合同で、「振り込め詐欺被害防止マスター研修会」を実施した。その内容は、金融機関店舗全体の振り込め詐欺被害防止対策の強化と、金融業界全体の意識高揚が目的で、県警の岩崎茂防犯まちづくり推進室長の講義や、同行職員による被害防止体験活動などが報告され、同行職員らが参加しての被害防止想定訓練も行つた。

表17 振込後、被害に気付くまでの時間・日数



この際、埼玉りそな銀行浦和中央支店の大河内仁営業第三部長にマスター指定書が交付されている。

都市部の〇〇支店では、フロアマネージャーと夫の説得にも係わらず妻が子どものために振り込んでしまい、振り込み詐欺を防止できなかったケースもあり、説得という任意の手段しか持ち得ないことに、悔しさを見せていた。

その一方で、銀行等の金融機関では、一回の振り込み金額が一〇万円を超えるものについては、ATMでの送金ができないようにし、窓口での本人確認を必要とする送金のみ実施し、その際には、送金目的を確認する等のクールダウンする機会も設けている。それでも、送金者が送金すると言った場合には、それを止める有効な手立てを有していないのが現状である。

金融機関のATMは平日であれば、概ね午前八時から午後九時までであるが、二四時間営業のコンビニエンス・ストアに設置されているATMからは、時間制限が無く送金や引き出しができることから、この対策も考える必要がある。

同じ日に複数回にわたって同一口座に振込が為されるという場合には、金融機関間の決済システムにおいて、一次的に引出をできなくし、その間に確認するサービスも実施されている。また、振り込み詐欺に利用されている可能性のある口座を確認し、送金・出金の流れを監視する方策も取り入れられているとのことであった。

表18 被害に気付いたきっかけ

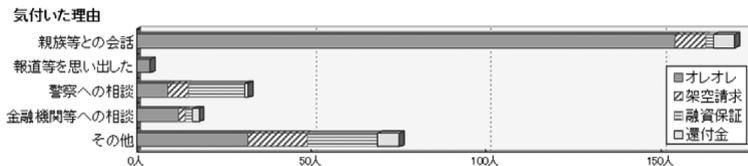
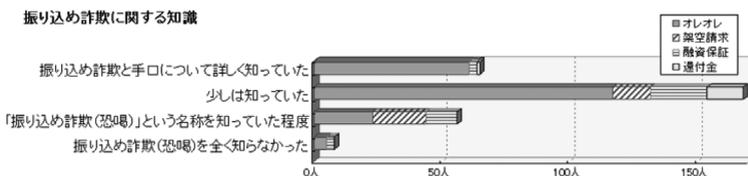


表19 振り込め詐欺に関する知識



振込後、どのくらい経過して詐欺だと気付いたのかについては、「一時間未満」が一四%、「一〜三時間未満」が一五%であったが、「二週間以上」が一五%、「一〜二日未満」が一四%と四四%の人が一日以上被害に遭ったことに気付いていなかった。オレオレ詐欺では、「一時間未満」が一五・二%、「一〜三時間未満」が一七・七%、「一〜二日未満」が一二・五%、「三〜七日未満」が一〇・九%と、三四・四%の人が一日以上被害に遭ったことに気付いていなかった(表17)。

気付いたきっかけは、「親族などの会話」が五七%、オレオレ詐欺では、七三・〇%と高い割合を示している(表18)。

振り込め詐欺に関する知識については、「少しは知っていた」が五七%、「振り込め詐欺と手口について詳しく知っていた」が二二%で、「全く知らなかった」は三%に過ぎなかった。オレオレ詐欺については、「少しは知っていた」が五六・八%、「振り込め詐欺の手口について詳しく知っていた」が二九・六%で、「全く知らなかった」は二・四%であった(表19)。

被害に遭わない自信については、「とてもあった」が二二%、

表20 被害に遭わない自信

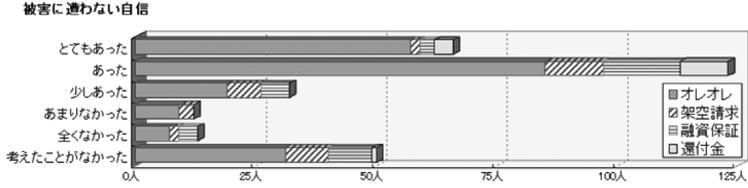


表21 被害回避の注意点

|   |  |
|---|--|
| 1 | 「携帯電話の番号が変わった」と家族から電話がかかってきた場合、振り込め詐欺の可能性があることを考えながら、慎重に会話することが大切。<br>そして、電話の後、必ず元の番号に電話をして確認すること。 |
| 2 | 家族と普段から連絡を取り合い、振り込め詐欺の対策について話し合いをしたり、合い言葉を決めたりしていると、詐欺電話がかかってきたときに落ち着いて電話を受けることができる。               |
| 3 | 警察や銀行協会等の官公庁や団体から電話があった場合、言われた電話番号を信じることなく、電話帳や電話番号案内(104)等で調べる習慣をつける。                             |
| 4 | 警察官・銀行協会職員だけではなく、他人には絶対暗証番号を教えないこと。また、警察官等が暗証番号を聞くことはない。   |

「あった」が四二%、「少しはあった」が一-%と「あった」と答えた者の割合は全体の七五%で、「考えたこともなかった」が一七%もいた。オレオレ詐欺では、「とてもあった」が二七・四%、「あった」が四〇・九%、「少しはあった」が九・一%で「あった」と答えた者は全体の七七・四%であった。「考えたこともなかった」が一四・九%いた(表20)。

振り込め詐欺の知識があるから「自分は大丈夫」と考えている人の割合が高かったということは、実際に被害に遭った時に、適切な判断や行動に繋がらなかつたということであるから、被害を回避するために欠かせない情報をどの様に周知することが重要な点となる。

被害に遭わないための注意点をまとめると、次の表21の通りである。

#### 4. 振り込め詐欺対策の現状

振り込め詐欺被害の増加に対応するために警察庁では、二〇〇八年（平成二〇〇年）六月に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置し、振り込め詐欺撲滅に向けた取り組みを官民一体で実施してきているが、ここでは、具体的な対策について検討を加える。<sup>11)</sup>

同年一〇月及び二〇〇九年（平成二二年）二月を「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間（以下、強化推進期間、という。）」として、全国一斉対策を実施した結果、増加に一定の歯止めがかかったものの、依然としてその現状は予断を許さない状況にある。

警察庁、警視庁、及び道府県警察本部には、それぞれ審議官、参事官クラスの幹部職員を配置し、刑事・生活安全の各部署が合同してこれに当たり、それぞれのレベルでの情報共有が円滑に行われるような工夫が為されてきている。また、振り込め詐欺の手法は巧妙さを増し、広域かつ柔軟な犯行を繰り返していることから、被害を抑止するためには全国の警察が協働して対応することが求められることから、一〇月と二月の二度強化推進期間を設け全国的な集中的取り組みを実施し現在も継続して実施されている。

この取り組みを有効ならしめるために、警察庁振り込め詐欺対策室事務局は、設置の時から、全国の犯行・被害実態を集約分析し、取締や予防活動に資するべく情報の提供を行っている。<sup>12)</sup> 第一線との情報の共有や取締・予防活動の迅速な連携のために道府県警察本部に警部からなる連絡官を一名指定し、これに当たらせ、節目節目で、全国振り込め詐欺対策会議の開催<sup>13)</sup>による共通認識の醸成に努めている。さらに、全国の警察が利用できるデータベースが構築さ

れ、運用されている（後掲図1）。

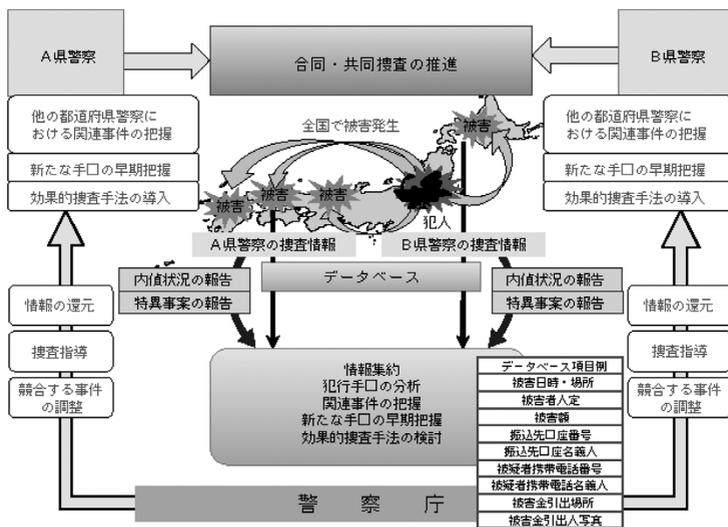
また、振り込め詐欺を助長する犯罪としての「口座詐欺」や「携帯電話端末詐欺」などの取り締まりを強化することとは、振り込め詐欺グループへの犯行ツールの供給を遮断することに繋がることから、振り込め詐欺そのものを取り締まることと並行して積極的に展開されてきている<sup>14)</sup>。例えば、偽変造運転転免許証通報制度、詐取金送金リスト、凍結口座名義人リスト等の情報を警察と関係事業者や金融機関が共有し活用することによって、現行犯逮捕に繋がることから、現場での活用が期待されている<sup>15)</sup>。

二〇〇八年（平成二〇年）七月一五日には、警察庁及び法務省は、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を取りまとめた「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を公表して広く国民の理解と協力を得て官民挙げての対策に取り組む決意を示した。

その概要は次の図（後掲図2）にまとめられているが、アクションプランの具体的内容については、警察庁の次のURLに掲載されている（[http://www.rpa.go.jp/sousa/souni8/bokumetsu\\_action.pdf](http://www.rpa.go.jp/sousa/souni8/bokumetsu_action.pdf)）。

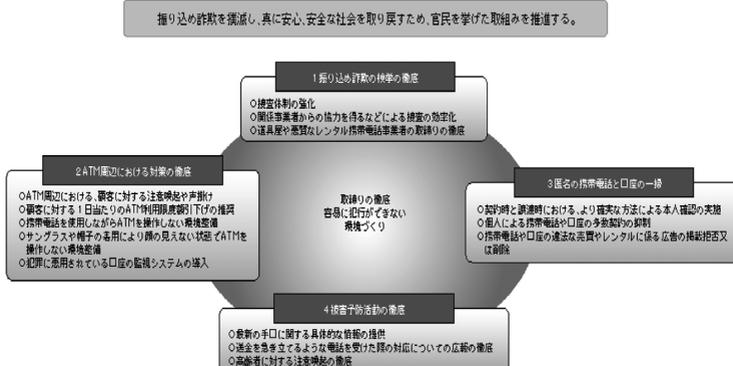
警察庁では、振り込め詐欺被害者が現金等を送付した住所の公表を同庁のHPで公開している。例えば、二〇一一年（平成二三年）八月二十九日No.六三において、六件の住所が掲載されている。[http://www.rpa.go.jp/pressrelease/souni/furikome\\_jyusyo.pdf](http://www.rpa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf)

図1 警察が利用できるデータベースの概要



(1) 警察白書 (平成21年版) 25頁引用 <http://www.npa.go.jp/hakusyo/h21/honbun/index.html>

図2 振り込み詐欺撲滅アクションプランの概要



(2) 警察白書 (平成21年版) 24頁引用 <http://www.npa.go.jp/hakusyo/h21/honbun/index.html>

## 5. 振り込め詐欺に関する法律の概要

振り込め詐欺を防止するためには、振り込め詐欺の本犯を検挙するだけでなく、匿名性の高い犯行ツールである架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話の不正な供給・流通を遮断する必要がある。そこで、警察は、「金融機関等による顧客等の本人確認及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下、「金融機関本人確認法」という。）<sup>16</sup>」及び平成二〇〇九年三月一日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）<sup>17</sup>」並びに「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下、「携帯電話不正利用防止法」という。）<sup>18</sup>」を積極的に活用し、振り込め詐欺を助長する犯罪の取り締まりを強めてきた。

### 1) 犯罪収益移転防止法による規制

振り込め詐欺（恐喝）事件などに他人名義の預金口座等が悪用されていることから、その不正な利用を防止するために本法は規定されたが、①口座を譲り渡す行為、②口座を譲り受ける行為、又は③これを勧誘するなどの行為について五〇万円以下の罰金が科せられる。また、譲り渡す行為等を業として行った場合は、二年以下の懲役、三〇〇万円以下の罰金に処せられる。二〇〇七年（平成一九年）までは金融機関本人確認法により違反行為が規制されていたが、二〇〇九年（平成二〇年）からは、両方の法律により規制されることになった。<sup>16</sup>

犯罪収益防止法では、郵便物受取サービス業者（いわゆる私設私書箱事業者）等に対し、顧客等の本人確認、本人確

表22 金融機関本人確認法・犯罪収益移転防止法検挙人員の推移 (平成17~22年)

|           |      | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 金融機関本人確認法 | 検挙件数 | 183   | 203   | 287   | 171   | 25    |
|           | 検挙人員 | 145   | 138   | 130   | 110   | 19    |
| 犯罪収益移転防止法 | 検挙件数 |       |       | 198   | 739   | 723   |
|           | 検挙人員 |       |       | 149   | 538   | 531   |
| 合 計       | 検挙件数 | 183   | 203   | 485   | 910   | 748   |
|           | 検挙人員 | 145   | 138   | 279   | 648   | 550   |

※ 金融機関本人確認法とは、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」をいう。

※ 犯罪収益移転防止法とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」をいう。

表23 携帯電話不正利用防止法違反検挙者の推移 (平成18年~22年)

|               |      | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 携帯電話不正利用防止法違反 | 検挙件数 | 62    | 85    | 61    | 64    | 44    |
|               | 検挙人員 | 44    | 16    | 36    | 50    | 37    |

※ 携帯電話不正使用防止法とは、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律」をいう。

認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務が課せられ、二〇一〇年(平成三二年)には、金融機関本人確認法違反事件及び犯罪収益移転防止法違反事件の検挙件数は、七四八件と、前年比一六二件の減少、検挙人員も五五〇人と、前年比九八人の減少であった(表22)。

## 2) 携帯電話不正利用防止法による規制<sup>17)</sup>

役務提供契約に係る通信可能端末設備等(通話可能な携帯電話など)を他人に譲渡しようとする場合は、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者(電話会社)の承諾を得なければならないが、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処せられることが規定されている。

二〇一〇年(平成三二年)には、携帯電話不正利用防止法違反事件の検挙件数は四四件と、前年比二〇件の減少、検挙人員も三七人と、前年比一三人の減少であった(表23)。

表24 携帯電話端末詐欺の検挙件数の推移（平成19年～22年）

|          |      | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 携帯電話端末詐欺 | 検挙件数 | 281   | 1,182 | 939   | 554   |
|          | 検挙人員 | 224   | 579   | 370   | 277   |

※ 携帯電話端末を転売目的で契約した同携帯電話端末の契約者を携帯電話販売店に対する詐欺として検挙したものを集計

携帯電話の不正な取得・流通を防止することも極めて重要な対策であるが、携帯電話販売店から携帯電話端末をだまし取る詐欺罪の検挙件数は、平成二二年には五五四件と、前年比三八五件の減少、検挙人員も二七一人と、前年比九三人の減少であった（表24）。

### 3) 振り込め詐欺救済法による被害者救済制度の創設

振り込め詐欺などの被害者の迅速な被害回復のために、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（法律第一三三三号、以下、「振り込め詐欺救済法」という。）」が、二〇〇七年（平成一九年）二月二二日に公布され、翌年六月二二日から施行された。

この法律の目的は、いわゆる振り込め詐欺による被害者の財産的被害の迅速な回復を行うことであり、そのための分配金支払いの手続きを二条以下で定めている。具体的には、次の通りである。

① 口座凍結等 銀行等の金融機関（二条一項各号）は、預金口座につき、犯罪利用預金口座である疑いがあると認めるときは、取引の停止等の措置をし、さらに資金を移転する目的で利用された疑いがある他の金融機関の預金口座があると認めるときは、当該他の金融機関に対し情報提供する（三条）ことになる。

② 債権消滅手続 預金保険機構は、金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める口座についての公告の求め（四条一項）があったときは、その口座の金融機関、支店、種別、及び口座番号、名義人名並びに権利行使届出期間を公告する（五

条一項)。権利行使届出期間は、六〇日以上とする(同条二項)。権利行使届出期間内に届出がなく、かつ金融機関からの犯罪利用預金口座でないことが明らかになった旨の通知(六条二項)もない場合は、その口座の預金債権は消滅し、預金保険機構はその旨を公告する(七条)。

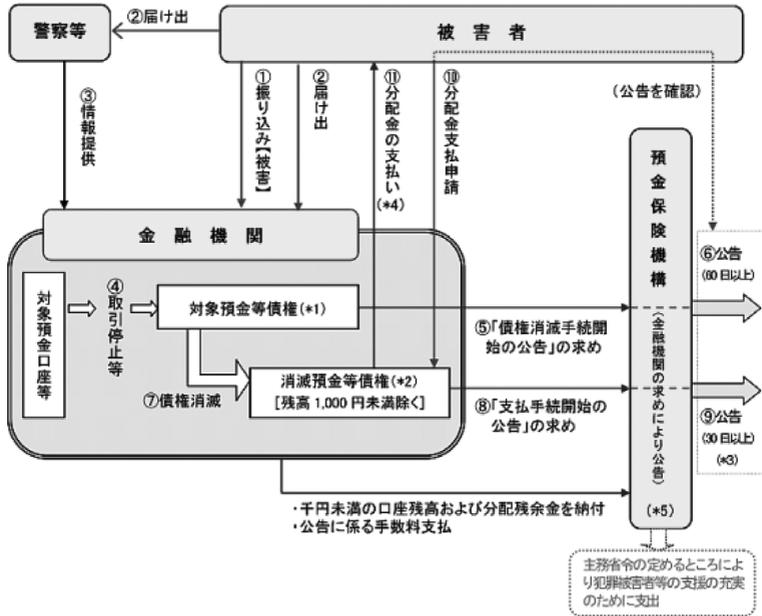
③ 分配金の支払い 金融機関は、②により債権が消滅した口座の額に相当する額の金銭につき、その口座を利用してされた振り込め詐欺の被害者に対し、被害回復分配金を支払う(八条一項)。この支払いを受けるためには、その金融機関に対し、被害者であることを示す事実や被害額などを、申請しなければならない(二条一項)、とされている。この法律の概要は、次の図3・4・5の通りである。

実際には、二〇〇八年(平成二〇年)七月一六日、本法五条に基づく公告が初めてなされた。二〇一一年(平成二三  
年)八月一六日現在の公告状況については、保険預金機構のホームページに掲載されている(<http://www.dic.go.jp/new/2011/2011.8.16.html>)<sup>(18)</sup>。

図3 振り込め詐欺救済法の概要

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」

～法律の概略図～



- \* 1…金融機関が取引停止等した預金等債権。金融機関は名義人の権利を消滅させるため、⑤の公告の求めを行う。
- 2…⑥の公告期間経過により名義人の権利が消滅した預金等債権。金融機関は以後⑧の公告の求めを行う。  
なお、権利が消滅した預金残高が1,000円未満の場合は除かれる。
- 3…支払手続開始の公告は、運用上、60日以上としている。
- 4…権利が消滅した預金残高を原資として、当該口座に振り込んだ被害者の被害額の割合に応じて支払。
- 5…主務省令の定めるところにより、一定の割合を預金口座等の名義人の救済に充て、その残りを犯罪被害者等の支援の充実のための支払いに充てる。

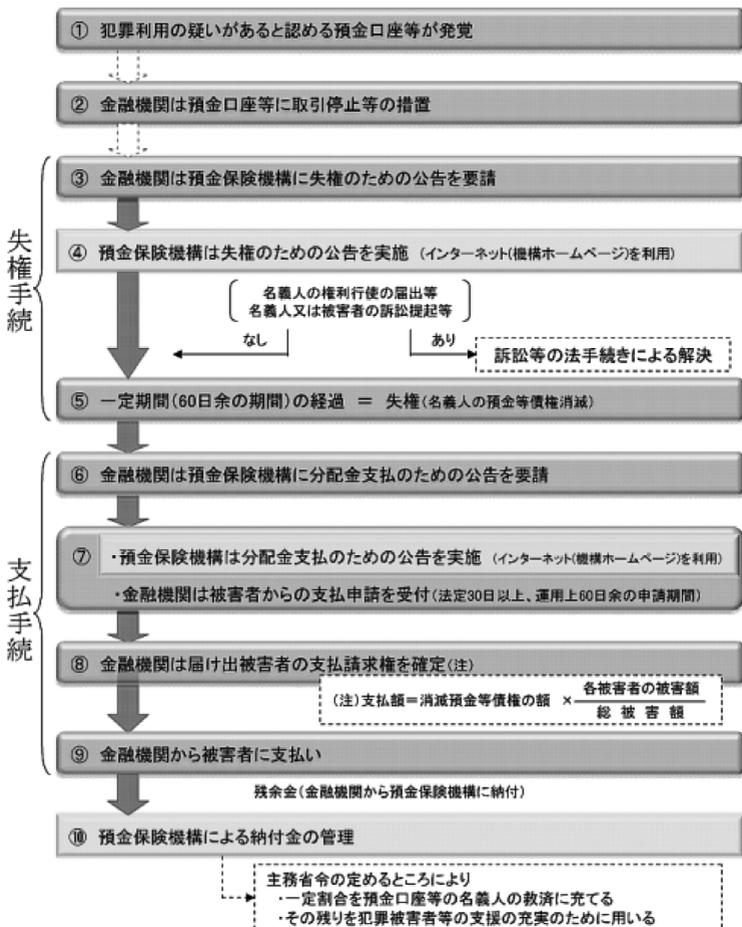
振り込め詐欺を防ぐための地域づくり (尾田)

図4 被害者が行う手続の流れ



図5 被害配分金の支払い手続の流れ

《被害回復配分金の支払等に関する手続の流れ及び預金保険機構の業務》



振り込み詐欺を防ぐための地域づくり (尾田)

地図分析システム



ATMの警戒を行う警察官



## 6. 警察・金融機関における取り組み

### 1) 警察による直接の予防活動

警察では、振り込め詐欺（恐喝）の被害を予防するため、地域警察官によるATMの設置場所への立ち寄りによる警戒、ATMの利用者への声掛け等を積極的に行っている。

また、振り込め詐欺（恐喝）の被害発生状況について把握・分析を行い、犯行に利用されることの多いATMの設置場所や被害発生時間帯等を地図情報化するなどして、当該分析情報を警察官の立ち寄り警戒等に活用している。

さらに、警察署と管内金融機関等との間にホットラインを構築し、金融機関等において、振り込め詐欺（恐喝）の被害に遭っていると認められる者を発見した場合には、振り込みを思いとどまらせるため、当該金融機関等と協力して説得を行っている。

警察では、一一〇番通報のほか、警察相談専用電話（全国統一電話番号「#（シャープ）九二一〇」<sup>19</sup>）及び専用メールアドレス等、様々な窓口を設け、振り込め詐欺に関する相談や情報を幅広く受け付けている。また、国民から寄せられた情報を活用し、警察官による警告電話の実施、「だまされた振り作戦」<sup>20</sup>による犯人

の検挙、事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求めや金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼による犯行ツールの無力化等を実施し、効果的な取締りや被害防止を推進している。

## 2) 各金融機関等における取り組み

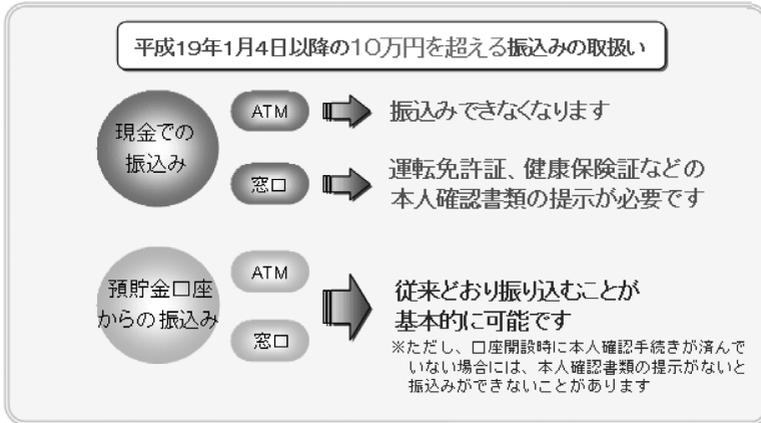
### (1) 「異常取引・不正口座検知システム」の導入

金融機関において、コンピュータによって全口座の入出金状況をリアルタイムで監視し、通常の取引ではあり得ない取引を検知する「異常取引・不正口座検知システム」を導入し、システムが検知した預貯金口座について、調査の上、必要に応じて凍結する取組みが進められている。警察では、被害を未然に防止し、万一被害に遭った場合でも被害を最小限にとどめるために有効なシステムとして、金融機関にその導入を促している。

### (2) A T Mの利用限度額の引下げの促進

金融機関では、顧客の要望に応じて、A T Mを利用したキャッシュカード等による振り込み機能の利用を停止すること又は口座間送金等の利用限度額を引き下げることができる。振り込み詐欺（恐喝）の被害を未然に防止し、万一被害に遭った場合でも被害を最小限にとどめるため、警察では、金融機関と連携しながら、高齢の口座開設者を中心に、これらの仕組みを利用するよう促している（図6）。

図6 振込限度額に関するパンフレットの例



#### ATM周辺での取組み



### (3) ATM周辺における携帯電話の利用を制限するための対策

還付金等詐欺を未然に防止するため、多くの金融機関では、顧客に対して、ATM周辺における携帯電話の利用を自粛するよう求めるとともに、携帯電話を利用しながらATMを操作している顧客に対して声掛けを行い、効果的な被害防止に努めている。また、一部の金融機関では、ATM周辺に、携帯電話の電波を遮断して携帯電話を利用することができなくなる装置、例えば、千葉銀行における取り組みや、携帯電話を利用した際に生じる電波を感知して顧客に対し警告を発する装置を設置する取り組みを進めている。

勿論、振り込め詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して送金されていることから、金融機関の職員等による利用者への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。このため、警察は、金融機関、コンビニエンスストア等に対し、振

り込め詐欺が疑われる場合の利用者への声掛けや警察への通報を積極的に行うよう求めている。また、効率的に広報啓発を行うため、病院や福祉関係事業者等と連携し高齢者への注意喚起を行うなど、被害者層が日常的に接することの多い関係機関・団体等と連携した取組みを推進している（後掲「STOP:振り込め詐欺」ポスターA・B参照）。

(4) 個人による多数の携帯電話契約及び預貯金口座開設の防止

携帯電話については、原則として、個人による契約回線数を各事業者で五回線までに制限することとし、預貯金口座については、原則として、個人による開設数を各金融機関で二ないし三口座までに制限している。

(5) 本人確認できない携帯電話の契約者及び凍結口座の名義人に関する情報の共有

携帯電話については、警察から本人確認の求めがあり、契約者が本人確認に応じないため利用停止となった回線に関する契約者の情報を事業者間で共有し、契約時における審査の強化に活用している。

また、預貯金口座については、振り込め詐欺（恐喝）に利用されて凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、全国銀行協会等へ提供することにより、関係金融機関において情報が共有されている。リストに登録された者が新たな口座開設のため金融機関窓口を訪れた際に、金融機関が口座開設を断るとともに、警察へ通報することによって、不正口座の開設の防止と検挙の推進が図られている<sup>21</sup>。

この制度の運用が開始された二一年一月から同年五月にかけて、警察庁は、二、七一人分のリストを全国銀行協会等に提供した。

(6) 運転免許証に偽変造の疑いがある場合の警察への情報提供

携帯電話の契約時に、契約申込者が本人確認書類として事業者に対して提示した運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合に、事業者は、警察へ情報提供を行い、警察は、当該情報を捜査に活用して犯人を早期に検挙するとともに、不正に契約された携帯電話の流通を防止している。

この制度の運用が開始された二〇一〇年一月から二〇一二年三月にかけての事業者から警察への情報提供を端緒とする検挙人員は、三九人である。

7. 振り込め詐欺を防止するための地域づくり（まとめに代えて）

1) 予防の考え方

二〇〇四年（平成一六年）版の警察白書は、警察による防犯から地域住民自らの手による防犯へ移行せざるを得ない状況を明らかにしている。犯罪の認知件数に対する検挙件数の減少が検挙率の低下を招き、「体感治安」と言う言葉を生み出した。これ以降、国や地方自治体では「安全な街作り」の推進を進めてきている。<sup>22)</sup> この時の安全に対する脅威は、街頭犯罪であり、幼小児を狙う連れ去り等の犯罪であった。

これらの犯罪を未然に防ぐために警察力を用いることが難しくなってきたことに対応するため、地域における防犯力を高めることが求められ、地域住民自らが防犯活動の担い手として登場してきた。<sup>23)</sup> 二〇〇四年（平成一六年）末には、八、〇七九団体（五二一、七四九人）であった防犯ボランティア団体数は、二〇一〇年（平成二二年）末には、四四、五〇八団体（二、七〇一、八五五人）に増加しているが、構成員の平均年齢は、構成員の年齢が六〇歳代以上の団

体が五七・八%と前年比で四・七ポイント増加している<sup>24</sup>。徒歩による防犯パトロールや通学路における子どもの保護・誘導がそれぞれ活動の八三・一%、七六・四%を占めて多いが、高齢者の見守りや振り込め詐欺被害防止に関する啓発活動や訪問活動も展開されるようになってきている。

勿論、これらの地域の防犯ボランティアの活動を継続的に支援するためには、警察（署）や地方自治体からの情報提供、スキルアップに繋がる研修、活動の拠点の提供等の様々な支援が必要であることは、論を待たない。

ところで、二二世紀は、被害者の世紀であり、二〇世紀は加害者の世紀であると言われ、犯罪（以下、非行を含めて論じる。）原因論は、何故人は犯罪を犯すのか、犯罪者の再犯抑止のための処遇（更生）はどうあるべきかの視点で論じられてきたが、現在は、犯罪はある一定の条件を具備すれば、普通の人によって起こされる得る場合がほとんどあることに鑑み、どうすれば、犯罪の被害を防ぐことができるかに視点を置いた犯罪予防理論・公式が示されてきた<sup>25</sup>。

ここでは、「抵抗性」、「領域性」、そして「監視性」を高めることによって犯罪発生のを防ぐ（無くす）ことを提案している『防犯環境設計』という考え方に基づき検討を加えてみたい。

『防犯環境設計』の基本的な概念は、「監視性の確保」「領域性の確保」「接近制御」「被害対象（物）の強化・回避」の四つからなるが、犯罪弱者、一般的には、女性、子ども、高齢者を指すが、特に自己防衛力の低い高齢者の犯罪被害を防ぐためには、基本原則に関する従来の考え方に修正を加える必要がある<sup>26</sup>。

すなわち、「監視性の確保」については、不審者や犯罪企図者の動きを自然の見通しを確保しながら監視できる動線形成、近隣住民からの不審者（普段見慣れない人を含む）に対する声掛けと、必要に応じた防犯カメラの設置が求められる<sup>27</sup>。加齢による視力の低下や白内障・緑内障等の視力障害の発症は、高齢者自らの監視力を阻害する可能性を有

しており、近隣住民による監視力の支援・強化が求められることになろう。特に、空き巣等の侵入盗犯が、事前の下見を行うのと同様に、振り込め詐欺行為も事前の下見を通して高齢者世帯の生活スタイルを観察していることが窺えるからである。<sup>(28)</sup> 居住者の帰属意識（我が町意識）の向上とコミュニティの形成の促進を基礎とする「領域性の確保」については、夫婦共に高齢者世帯、あるいは高齢者の独居世帯では、高齢化の進展に伴い身体能力が低下し、外出や地域のイベントに積極的に参加する機会も減少し、結果的に近隣住民との交流が減少する傾向がある。特に、都市部においてはその傾向が強く、郡部における高齢過疎地域とは異なるものがある。この点に関しては、地域で支える取り組みが特に求められている。

例えば、交番の警察官が行う受け持ち地域の朝夕二回の巡回時における声掛けは、安全・安心確認に繋がるし、民生委員による定期訪問も同様の効果が期待できる。しかし、向こう三軒両隣の住民による支え合いが何よりである。地域住民に高齢者自らが、その生活状態を情報発信し、支援を得やすいように、働きかけることも必要である。また、老人会（敬老会）の様な高齢者主体の会運営ではなく、異世代（三世代）交流が可能になるような、高齢者福祉施設（例えば、デイケアセンター等）と幼稚園（保育園）が同じ施設内にあり、幼児と高齢者が交流することを通じて、子育て世代との交流の芽が生まれ、自然と地域内における異世代交流が可能となるのではないだろうか。<sup>(29)</sup> すなわち、高齢者世帯を地域の中で孤立化させないことが重要なのである。<sup>(30)</sup>

「接近制御」については、『音』を基本とする制御は、加齢による聴力の減退を考慮すれば、住宅の周囲を音が発生しやすい部材で囲み、不審者の侵入を知らせるためには、収音能力を高めたり、室内で音を増幅して聞こえやすくする装置を設置する等の工夫が必要となる。また、住居の防犯性能を高めるため、特に、開口部の防犯性能の強化を図

るためには追加の費用負担があることから、年金生活者にとつては高負担となることを考慮すれば、高齢者世帯のこの種の改築等には、国や地方自治体から補助金が交付される制度の創設が求められる。さらに、現在、防災・医療面から設置や導入が各地方自治体で進んでいる緊急時通報システムの中に防犯性能を付加することも考慮すべきであろう。<sup>(31)</sup>

「被害対象（物）の強化・回避」については、侵入盗犯については、開口部を物理的に強化することで対応することが可能であるし、ひったくりや路上での性犯罪等の身体犯を防ぐためには、被害が発生しやすい地理的条件や時間帯等の犯罪に関する情報を提供し、周知することで、自己防衛することが可能ではある。しかし、振り込め詐欺は、物理的な犯罪抑止環境を強化しても、被害対象者の最愛の者を助けたいという気持ちや社会的な不安要因を言葉巧みに利用して心の中に入り込むという手口で、高齢者をターゲットにしているため、単に情報の提供だけでは、効果は期待できない。<sup>(32)</sup> 神奈川県警調査でも、振り込め詐欺について、回答者の七九%が「知ってる」と回答し、オレオレ詐欺についても八六・四%が「知っている」と回答していた。それぞれの手口についても、一二・%、一九・六%が「詳しく知っている」と答えており、だから「被害に遭わない自信があった（自分は大丈夫）」と回答した者は、それぞれ七五%、七七・四%と高い割合を示している。

このことを考慮した場合、提供された情報が知識止まりであり、実際にコンタクトがあった時どの様に対処すれば良いのか、具体的な被害回避の行動を可能とするプログラムを中心とした研修機会が提供されていないことに問題があると思われる。<sup>(33)</sup> 知識をどう活かすのか、グループワークやロールプレイングを実施し、自分の行動について、他の参加者やコーディネーター（評価者）の指摘を踏まえて、再度ロールプレイングなどを行うことが望ましい。さらに、

可能であれば、この様な研修は、定期的、継続的に実施することが望ましいし、高齢者を支えている若い世代や近隣住民の参加が得られるよう工夫することも必要である。

情報の提供の仕方についても、一工夫する必要がある。振り込め詐欺を防ぐために作成されている資料やパンフレットは、一般的なものが多く、狙われている高齢者が理解しやすいものとなっていないのか検証する必要がある。全国銀行協会、警察庁、各都道府県警察本部が作成したのも、各金融機関が作成し、店舗内に掲示してあるもの、狙われている高齢者が気付きやすい、目を留め、手を止め、振り込む前に一寸自分の行動を振り返る機会になるものであるか、高齢者自身に検証してもらうことも一考であろう。

また、他個的な回避措置としては、ATMからの送金額の制限や「異常取引・不正口座検知システム」を導入等により、金融機関における振り込め詐欺対策は、一定の功を奏してはいるものの、自己主体的な回避措置を取るための知識を踏まえた知恵が身につかないように思われる。

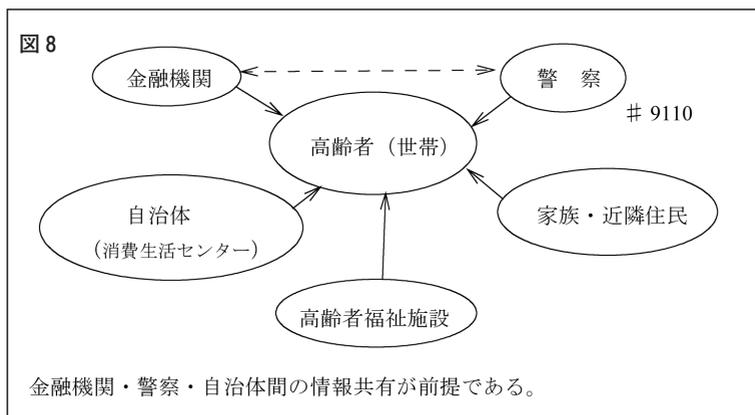
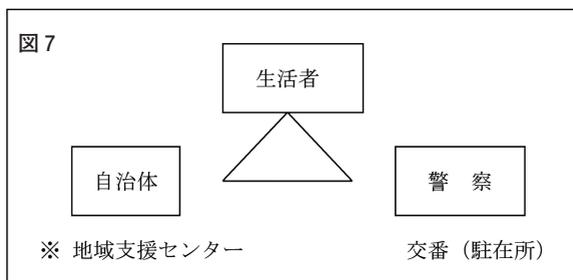
例えば、振り込め詐欺の手法にある「劇場型」では、複数の者がそれぞれの役割分担に基づいて、固定電話に掛けてくることから、幕が上がリ、次から次へと役者が登場し、電話に対応した高齢者を劇中に誘い込む。これに対しては、優れて効果的な回避措置としては、固定電話の電話帳掲載を止めることが先ず考えられる<sup>34</sup>。現在多くの電話機に組み込まれている発信者名表示システム(ナンバーディスプレイ)を利用し、非通知電話には出ない対策を取ることも一考である。また、同様に、最近の電話機には通話中でも録音できる機能が有ることから、これらの使用に習熟させることも必要であろう。勿論、電話内容の確認をすぐ行い、真偽を確かめることは、親子関係や親族関係を壊すことには繋がらないし、そのためにも、親子で日常的にコミュニケーションを取ったり、意思疎通を図り何でも話せる雰

囲気を醸成することが望ましい。このことは、前掲神奈川県警調査の気付いたきつかけは、「親族などとの会話」が五七%、オレオレ詐欺では、七三・〇%と高い割合を示していることから、裏付けられる。

## 2) 身近なセイフティー・システムの構築

次に必要なことは、身近なセイフティー・システムへのアクセス方法を知ることが重要となる。自分が振り込め詐欺の被害者になったことを「家族」や「近隣の住民」に知られたくない、という（恥の）意識の有ることが、迅速な事後対応に繋がらないことも多く、神奈川県警調査によれば、一日以上経過した後気付いたのは、振り込め詐欺で四四%、オレオレ詐欺では三四・四%もいることから、被害事実を隠したいという気持ちは理解できる余地があるが、一時間以内に気付いた者がそれぞれ、一四%、一五・一%、一時間以上三時間未満がそれぞれ、一五%、一七七%いることを考えると、各金融機関における当日決済手続きが完了するまでの時間内処理ができれば、振り込み手続き後であっても指定の口座への入金処理を止めることができ得ることと考え合わせると、先ず、振り込み活動が行われる各金融機関内 A T M に高齢者が立った際には、フロア担当の職員が声掛け・確認を行い、振り込め詐欺のおそれの有無を確認すること、そのおそれがある場合には、家族、とりわけ欺罔行為の中心人物である子どもや孫に、直接、振り込みの必要性を問い合わせる事を勧めるか、代行することも一考すべきであろう。千葉銀行が既に実施している A T M コーナー二メートル以内の携帯電話電波遮断システムが、各金融機関において実施することも急務であろう。

高齢者自身が口座開設者である場合には、日常の取引とは異なった金額の引出や送金があった場合には、金融機関相互の当日決算前に、確認の連絡をすることも重要である。また、振り込め詐欺救済法三条に基づき口座凍結依頼が



為されており、全国銀行協会（全銀協）及び警察庁等から報告が有った場合には、各金融機関は、振り込め詐欺に利用されている口座情報を直ちにフロア担当、窓口担当職員に周知し、高齢者による振込先口座が凍結口座リストに含まれているか否かについて確認し、その事実を説明することが肝要である。

また、金融機関によっては、顧客のためにニュースレターを作成し各支店等で配布しているところが多い。このニュースレターの発行に際し、振り込め詐欺特集を組み、高齢者の顧客に手渡し、もしくは宅配して注意を喚起することも情報発信としては必要であろう。これらの配布先は、地元自治体、消費生活センター、警察署、高齢者福祉施設、民生委員、町内会・自治会等

も含めると情報の共有ができ、セーフティネットの広がり生まれることになる。

ところで、安全・安心な街作りの三者連携のあり方の基本は、次の図7のように理解されてきた。<sup>(35)</sup>

しかし、振り込め詐欺を防止するためには、もう一工夫する必要がある。高齢者（世帯）を中心として警察、金融機関、自治体（消費生活センター）、福祉事務所（民生委員）、高齢者福祉施設等やその職員、近隣住民（防犯・防災・福祉ボランティア等を含む）等がネットワークを形成し、連携して高齢者を支えることが重要である（図8）。

### 3) 振り込め詐欺の特徴を踏まえた対策の推進

振り込め詐欺は、単独犯ではなくて、グループ犯罪であり、事前に振込先口座を開設したり、譲り受けたり、コンタクトを取るための携帯電話等の端末を入手する必要がある。これらについては、振り込め詐欺を助長する行為を取り締まるための法整備が為され、それなりの成果が得られていることは、前述した通りである。問題となるのは、高齢者世帯の情報が収集され、売買されているということである。また、N T T等の電話事業者が作成配布しているハローページ等の電話帳への掲載については取り組みが始まっているが、市町村単位では、従前住民サービスの一環として、その域内の住民の住所と電話番号がセットになり、かつ、住宅地図に世帯主の記載があるものを作成・配布していたことがある。自治体からの配布はなくなったものの、地元業者が便利なものだからと有料頒布しているケースも有り、これらのデータが住民によつて廃棄された物も含め、振り込め詐欺グループに利用されていることから、作成・利用・廃棄のそれぞれの段階で悪用されないような管理態勢の確立が求められる。

名簿に記載された電話に電話を掛け、A T Mから振り込まれた金員を引き出す子として、少年が使われるケー

スも多いが、ATMコーナーの防犯カメラの画像解析を通して、出し子情報を解析し、出金管理に利用することも必要となる。<sup>35</sup>

近年は、暴力団だけでなく、中国系犯罪組織等が国内のグループを指揮・管理して振り込み詐欺を行い、入手した金員を国外送金するケースも増えつつ有り、振り込み詐欺の国際化にも対応する必要が出てきている。例えば、国内で雇った者を出国させ、現地のホテルの一室から入手した携帯電話等を利用して、国内の高齢者宅に電話を掛けさせる手口もあることから、利用される携帯電話に内蔵されているGPS機能を逆利用し、犯行地・行為者（利用者）を特定し検挙に結びつけることも効果がある。<sup>36</sup>

#### 4) 事後対応（危険の発生を最小限にするには）

高齢者が、自ら対応するのではなく、家族や関係機関と迅速に連絡（届出）し、専門的な助言を得て、対応する事が求められる。金融機関の窓口対応時間内であれば、お客様相談窓口の担当者に、時間外であっても店舗内に職員がいる時間帯であれば連絡を取り、振込先口座からの出金を回避する措置を取ってもらい、金融機関に連絡が取れない場合は、#九一一〇『警察の生活安全相談』に電話（二四時間対応）し、対応を相談する。その際、相手からかかってきた電話番号や、指示された携帯番号、振込先口座の番号をメモしてある場合には、これらの情報も告げることによって、被害を最小限に防ぐことが期待できる。

振り込み詐欺救済法による救済手続を取ること、この場合は、各金融機関でも手続については、支援が受けれるが、各地にある単位弁護士会の事務局でも相談・対応してくれる。

但し、事後対応の手続などについては、高齢者にとって分かりやすい解説、パンフレット、ハンドブック、そしてマニュアル等が少ないことについては、早急に対応すべきであろう。

財産的な被害を何とか回収できた、もしくは実際には被害を被らなかつたとしても、振り込め詐欺に遭つたことによって受けた精神的な不安や個人情報への拡散に対する不安を癒やすためのメンタルケアについては、その制度は未だ緒にいたばかりで、今後の対応が望まれる。

(1) 一九八五年(昭和六〇年)に社会問題化したこの事件は、被害者数は数万人、被害総額は二〇〇〇億円近くと見積もられ、被害者の多くが高齢者であつたということ、首謀者である永野一男会長が同年六月一八日に刺殺された。翌一九八六年(昭和六一年)五月三日には「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」が制定された。この法律により、金などの預託取引契約に対して、一定期間内なら、理由の如何を問わず契約を解除できるクーリングオフ制度が導入された。二〇〇〇年代になつて見られる悪質商法や詐欺的商法の手口は、豊田商事グループのベルギーダイヤモンド株式会社などの手口を模倣していると言つても過言では無い。豊田商事事件判決については、判例時報一三三二一号三頁以下豊田商事詐欺被告事件第一審判決を参照されたい。

なお、悪質商法からの被害予防区については、西村春夫「犯罪からの安全・安心な暮らし―特に悪質商法からの被害予防について―」『市民が作る安全な暮らし』「春日井市安全なまちづくり協議会編」六六頁以降参照

(2) 「地域消費生活フォーラム」松田町(平成二二年一〇月二日)の講師として筆者が講演し、その後パネルディスカッションが実施されたが、その際の話題提供のために作成した資料に加筆修正を加えたものである。

(3) 振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称で、架空・他人名義の預金口座や携帯電話等を利用し、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。

- (4) オレオレ詐欺とは、親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺をいう。
- (5) 架空請求詐欺とは、架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺をいう。
- (6) 融資保証金詐欺とは、融資を受けるための保証金の名目で指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺をいう。
- (7) 還付金等詐欺とは、市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装ってATMを操作させて口座間送金によって振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺をいう。
- (8) 平成二二年三月三十一日(水)をもってエクスパック封筒の販売を終了している(購入済みのものは、平成二二年四月一日(木)以降も従来どおりご利用できる)。そして、平成二二年四月一日(木)からは、レターパックを販売している。
- (9) 振り込め詐欺被害状況調査結果 <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes0116.htm>
- (10) 詳しくは、次のURLを参照 [http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/news\\_toppage/43165.html](http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/news_toppage/43165.html)
- (11) 飯利雄彦「振り込め詐欺対策の経緯」警察学論集六二巻七号(二〇〇九年(平成二二年)七月)三〇頁以降に取り組み状況については、詳述されている。また、二〇〇九年(平成二二年)以降の状況については、「振り込め詐欺の進展と今後の課題」(上)(下)『警察学論集』六三巻五号一頁以降、六号一〇頁以降参照
- (12) 情報提供の項目として、①都道府県警察による創意工夫による取り組み事例、②検挙に至った好事例、③振り込め詐欺の犯行・被害の全国的な傾向などを伝達するもの、そして、④振り込め詐欺対策に資する警察庁の積極的な活用等を促すものが挙げられる。
- (13) 全国警察の『司令塔』を集め、「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」の取組状況の検証と今後推進すべき諸対策等について検討・指示した。席上、安藤隆春次長が「振り込め詐欺撲滅に向けた取組みはこれからが本番。先手先手で諸対策の推進を」と訓示した(二〇〇八年二月〇一日)。これ以降、毎年強化推進期間の開催前に実施され

ている。二〇一一年一月二四日には、安藤長官が、特に、(1)振り込め詐欺に対する国民の警戒心・抵抗力の強化と撲滅に向けた機運の醸成、(2)現に犯行を繰り返す犯行グループの摘発、(3)犯行ツール遮断対策の持続的推進、について訓示した(日刊警察ニュース各日号から)。

(14) 金高雅仁「振り込め詐欺対策の意義」警察学論集六二巻七号六頁以降に、振り込め詐欺の取締にかかる警察庁の基本的な考え方が示されている。

(15) 新倉秀也「振り込め詐欺対策における関係業界との連携」警察学論集六二巻七号六〇頁以降に、二〇〇三年(平成一五年)〜二〇〇六年(一八年)、二〇〇七年(一九年)以降に分けて、各業界・事業者等との連携について詳述されている。

(16) 平成二〇〇二年三月一日以降、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成一九年法律第三二号)」(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、金融機関に対し本人確認が義務づけられることになった。この犯罪収益移転防止法の施行に伴い、従来、金融機関に本人確認を義務づけていた「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成一四年法律第三二号)」(以下、「金融機関本人確認法」という。)や疑わしい取引の届出の根拠となっていた「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、「組織犯罪処罰法」という。)」第五章の規定は廃止されたが、金融機関との取引に際して行われる本人確認の内容は基本的に変わっていない。

(17) 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律」(以下、「携帯電話不正利用防止法」という。)とは、いわゆる振り込め詐欺対策などの携帯電話の不正利用を防止するため、携帯電話の契約時の本人確認義務や携帯電話の無断譲渡の禁止などを目的として二〇〇五年(平成一七年)四月に制定、翌年五月に施行された法律であるが、振り込め詐欺の犯人グループに携帯電話が悪用されるケースが後を絶たない状況に鑑み、こうした不正利用に対する規制を強化するため、改正携帯電話不正利用防止法が、二〇〇八年(平成二〇年)六月一日制定され、一二月一日から施行された。今回の改正では、携帯電話のSIMカードを携帯電話会社に無断で、他人に譲渡したり、売買したりすることを禁止し、また、携帯電話をレンタルする際には、原則として顔写真付きの身分証明書が必要となった。その後、二〇一〇年(平成二二年)一二月三日に改正されている(法律第六五号)。具体的な内容は、契約時・譲渡時の事業者による

契約者の本人確認の義務づけ、事業者による承諾の無い他人への端末の譲渡（又貸し・譲受を含む）の禁止、端末の匿名貸与・譲受営業の禁止、本人確認等がなされない回線の事業者による停止、総務省の事業者への監督権限、虚偽契約の禁止、禁止営業の広告等行為等の禁止などが一部罰則適用で施行されている。

携帯電話は、現在では、自己名義で所有は、五台まで可能なことも、次の様な事例に繋がることもある。例えば、実際に、携帯電話を契約する簡単なアルバイトで、すぐに解約しておくから料金を支払う必要はない、などと誘われた学生が携帯電話の新規契約をして譲渡する事例や、借金の支払いを猶予すると言われて、債務者が携帯電話を複数台契約して貸金業者に譲渡するといった事例が報告されている。このような場合、携帯電話を契約した本人に使用料金が請求されるだけでなく、詐欺や携帯電話不正利用防止法違反の罪についても問われることになる。

(18) 振り込め詐欺救済法に基づく公告について (概要)

平成一三年八月一六日に預金保険機構が公表した項目は、次の通りである。

- ① 平成二三年度第一〇回対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告
- ② 平成二三年度第一〇回消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告
- ③ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告 (公告の求めの受理…平成二三年七月二七日～八月一〇日) の概要は、以下のとおりです。

| 第10回債権消滅手続開始広告 |              |        |                |
|----------------|--------------|--------|----------------|
| 金融機関数          | 114先         | 23年度累計 |                |
| 口座数            | 1,615件       |        |                |
| 対象預金等債権の額      | 303,713,860円 |        | 1,010,780,067円 |
| 第10回支払手続開始広告   |              |        |                |
| 金融機関数          | 58先          | 23年度累計 |                |
| 口座数            | 445件         |        | 7,698件         |
| 消滅預金等債権の額      | 55,297,760円  |        | 860,922,543円   |

支払手続終了広告

金融機関数

58先

23年度累計

消滅預金等債権の額

32,003,254円

564,546,333円

払戻し者決定を受けた者に対する支払額の総額

20,690,832円

427,623,702円

第19条の規定による預金保険機構への納付予定額

11,312,422円

136,922,631円

(19) 振り込み詐欺の電話等を受け、振り込み詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人が利用する携帯電話や預貯金口座等に関する情報を聞き出すことにより、契約者確認の求めや口座凍結依頼を活用して犯行ツールの無力化を図るほか、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、被害者宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙するものであり、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく取組みである。

(20) 『#九一一〇』は、もう一つの「一〇」といわれる「生活相談一〇」であるが、都道府県警察本部及び所轄署の生活安全課に設けられ、犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための相談窓口である。携帯電話からでもご利用可能であるが、ダイヤル回線や一部のIP電話でつながらない場合は、都道府県警察本部に掛けると、最寄りの所轄署に転送される（この場合、通話料が発生することがある）。また、土日、祝日及び夜間は、「当直」に接続又は「留守番電話」のいずれかになってしまうことがある。

この#九一一〇に関しては、大規模警察署では、研修を積んだ生活安全相談員が配置されており、生活安全課の警察官と対応しているが、小規模警察署には生活安全相談員が配置されている場合が少なく、かつ、生活安全課の警察官が必ず電話相談に対応しきれない場合もある点は、夜間の対応と共に、今後検討改善の余地はあると思われる。ただ、現時点では、消費生活センターの窓口対応は九時～一八時（土・日は一六時四五分まで）で、お昼休み・土・日は電話相談のみ対応という点では、二四時間三六五日対応可能な警察署における生活相談を利用する方が便利ではある。

(21) 全国銀行協会は二〇〇八年（平成二〇年）一月二日の企画委員会で、振り込み詐欺対策の強化策として、詐欺などに使われて凍結した銀行口座の名義人情報を他の銀行にも提供し、同一名義の全口座を凍結する措置の議案を了承した。警察庁と連携し、二〇〇九年（平成二一年）一月から実施することになった。その具体的な内容と手順は、①詐欺事件に使用されて

口座を凍結した銀行は名義人情報を地元の警察署に提出、②警察庁は、この情報を基に作成した名義人リストを全銀協に提供して捜査協力を要請し、③全銀協からの情報で各銀行は同一名義の全口座を凍結する、というものである。そして、④リストに掲載された名義人が新たに口座を作成しようとした場合は、警察に通報して摘発につなげるというシステム運用が為されることになっている。これにより、今後は、口座を第三者に譲渡して事件に使われた場合、生活に必要な現金の出入金や公共料金、クレジットカードの決済などとして使用している同一名義人の別の口座すべてが凍結対象となるほか、新規の口座開設もできなくなるとしている。2008/11/21 18:58 【共同通信】

これを受けて、警察庁は、一月二六日に振り込め詐欺対策強化の一環として、「凍結口座リストの活用」などに関する通達を都道府県警察本部に出した。口座リスト活用以外に次の事柄も通達には含まれている。すなわち、不正口座など詐欺のツールを売買する「道具屋」への「おびき出し」、捜査や、現金引き出し役の「出し子」の画像公開を積極的に行い、摘発を徹底することも指示した。2008/11/26 20:36 【共同通信】

(22) 二〇〇〇年(平成十二年)二月二四日に制定され、二〇〇六年(平成十八年)四月二〇日改正された「安全・安心まちづくり推進要綱」(警察庁)、二〇〇三年(平成十五年)七月二四日に「防犯まちづくりの推進について」(防犯まちづくり関係省庁協議会)、同年二月に決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(犯罪対策閣僚会議)、これは二〇〇五年(平成十七年)六月二九日に「安全で安心な街作り全国展開プラン」の策定に繋がったが、これら国の動きを受け、都道府県・政令指定都市、その他の地方自治体における安全・安心まちづくり条例の制定に繋がっている。



(23) 「地域住民」概念を「居住者」に限定すると防犯力が減殺されるので、「生活者」と解するのが妥当である。昼夜間人口の差が大きい地域での防犯活動の担い手をどの様に確保するかについても現場ではそれぞれ苦労しているが、通勤・通学してきている一定時間以上その地域で生活している者もその地域が安全であれば得られる利益がある以上、安全を確保するために果たすべき役割はあるものと考えるべきだからである。

(24) 警察庁生活安全局生活安全企画課が、二〇一一年（平成二十三年）二月二五日に公開した「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」に詳述されている。

(25) 犯罪予防理論の変遷と犯罪の公式については、拙稿「安全・安心な街作りに向けた三者連携について」『法学紀要四九巻』七七頁以下、参照

(26) 拙稿「安全・安心な街作りの現状と課題」『日本法学六九巻四号』一五七頁～一六一頁参照

(27) 公共空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、犯罪発生時には犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡や被害者の保護に向かうなど迅速・的確な対応に役立てることを目的として、二二年三月末現在、一二都府県で四六一台の街頭防犯カメラを整備している。また、異常行動検出機能やプライバシー保護機能を備えた街頭防犯カメラシステムを、神奈川県川崎市J R川崎駅東口地区において、二二年度から二か年計画で実証・開発中である。繁華街や商店街（モールを含む）等では、設置が進んでいるが、住宅街では、設置及び管理費用が高いため、その導入は余り進んでいない。

(28) 名簿屋や同業者から入手した個人情報（特に、同業者から得た情報としては、居住者には分からない個所にマーケティングが施されている場合が多い）を使ったり、悪質商法の手口の一つでもあるが、二次被害（被害に遭った高齢者をターゲットにする手口）等が例としてあげられる。

(29) 例えば、東京都中央区晴海に開所したマイホームはるみは、ロ型の平面をした一つの建物の中に、マイホームはるみ、晴海中学校、晴海保育園が入っている。地下一階から地上四階部分に、マイホームはるみと晴海中学校が共存、保育園は一階の一部にある。そして、ここでは、地域の交流として、三施設間交流をはじめ、ボランティア活動が行われている。特別養護老人ホームの入所者にとっては生きることへの喜びが増す機会となり、また、核家族化の進行の中で、保育園児・中学生あるいは

はボランティアにとつては、高齢者福祉への奉仕・参加・実践の場として貴重な経験の機会を担っている。施設の詳細は、次のURLを参照 <http://www.tokyochuo.net/meeting/town/shisetsu/harumi.html>

(30) 犯罪に強いコミュニティに関する分析・検討については、前出の拙稿「安全・安心な街作りに向けた三者連携について」九七頁～一〇四頁、室崎益輝「犯罪のない社会をめざして」『市民が主役の安全・安心まちづくり』(春日井市安全なまちづくり協議会編)二〇四頁～二〇〇頁、清水賢二「新コミュニティの創造と二一世紀の犯罪防止」『市民が主役の安全・安心まちづくり』一〇八頁～一一七頁を参照

(31) 緊急通報システムをホーム・セキュリティの分野から提供しているセコムや総合警備等の民間警備会社では、既に、防犯の視点からの機能が組み込まれたシステムが提供されている。例えば、セコムの情報については、<http://www.secom.co.jp/lp/hb/atv1/>を参照

(32) 平成二一年中に悪質商法により検挙された被疑者によると、高齢者を狙いやすい理由として、次のような項目を挙げている。①だましやすいから、②一度だますことができれば、何度でもだまされるから、③勝手に家にながり込んで深夜まで居座ったり、大声で怒鳴ったりしても、若い世代と同居していなかったり、近所付き合いが希薄だと、介入されるリスクが少ない、等を挙げている。

(33) 前出の(2)「地域消費生活フォーラム」松田町」では、松田町、南足柄市、中井町・山北町等の自治体関係者や地域住民が参加社であったが、ここでも悪質商法や振り込め詐欺の現状と対策について、筆者が講演した後、松田警察署生活安全課係長、南足柄市消費生活センターの相談員が加わりパネルディスカッションを行ったが、参加者にとって知識が知恵になる体験研修やグループワークは、行われなかった。一般的には、この形態が多いものと思われる。

(34) 東日本電信電話株式会社は、『電話帳を利用した振り込め詐欺の注意喚起について』という新聞広告を二〇一〇年(平成二二年)九月二二日に掲載し、『振り込め詐欺の犯行に電話帳(ハローページ個人名簿)が使われるケースがございまして、ご注意ください。』として、掲載している者に対して、任意での掲載中止を促した。この背景には、警察官や銀行協会職員らをかたり、キャッシュカードを受け取りに行く手口の詐欺で、被害者の九割以上が電話帳に掲載されていることが警察当局の調

べで判明。また、西日本電信電話株式会社も同年一月一日に警察庁の要請を受け、新聞広告を掲載している。

(35) 前掲、拙稿「安全・安心な街作りに向けた三者連携について」一〇〇頁

(36) これらに関与した少年達の罪の意識が対面犯罪とは異なっているため希薄な状況もあることから、アルバイト感覚で加わっているものも多いため、加害者にならないための教育・啓発活動もしなければならぬ。

(37) 最近の振り込め詐欺を巡る犯行インフラに関しては、田崎仁一「振り込め詐欺対策における「犯罪インフラ対策」」『警察学論集六四巻六号』六四頁以降に詳述されている。

#### 【作成・引用した統計資料の出典】

文中の表(1)(2)(3)(4)(5)(6)(12)(13)(15)(16)(21)(22)(23)(24)は、『平成二三年の犯罪情勢』及び『特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成二三年六月)』を利用し、筆者が作成した。表(7)(8)(9)(10)(11)(14)(17)(18)(19)(20)は、神奈川県警調査の表を引用している。

STOP! 振り込め詐欺

# 「振り込め詐欺」が急増中!

振り込む前に、ご家族や警察、金融機関などにご相談ください。

金融犯罪の警犬 BANK-KEN

## 還付金等詐欺の手口

ATMで還付金は受けとれません!

1 還付金がありますので 今日中にATMへ…。

2 着きましたよ。

3 入金しますので 操作を…。

4 え?! 詐欺?

社会保険事務所や市区町村などの職員を名乗る者から電話があります。

電話の指示通りに操作をすると、犯人の口座に振り込んでしまいます。

「振り込め詐欺」被害未然防止のため、「ATM 利用限度額」の引下げをご検討ください。

犯罪被害防止のため、ATM コーナーでの携帯電話の通話をご遠慮ください。

「定額給付金」の給付を装った振り込め詐欺にご注意ください!

より詳しく犯罪の手口や対策をお知りになりたい方は…  
全銀協ホームページ<URL:www.zenginkyo.or.jp/topic/hanzai/>をご覧ください。  
全国銀行協会・警察庁・都道府県警察

STOP! 振り込め詐欺

# 「振り込め詐欺」が急増中!

振り込む前に、ご家族や警察、金融機関などにご相談ください。



金融犯罪の悪犬 BANK-KEN

## オレオレ詐欺の手口

### 決してひとりでは振り込まない!



1 オレオレ詐欺の手口

2 会社のカネを使い込んだ。今日中にお金を入れないと...

3 身内を騙った者から電話があり、緊急事態を告げて振り込みを急がせます。

4 急いでいるんです。後日、本人に確認して詐欺にあったことが発覚します。

ワン!ポイントアドバイス

おん!詐欺

現在、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害金支払の手続が行われています。被害に遭われた方は、振込先の金融機関へご連絡ください。

## 銀行協会職員等を騙る詐欺・・・全国で被害発生中!!

銀行協会職員などになりすまし、暗証番号などを聞き出したり、キャッシュカードを預かったりして、預金をだまし取る事件が全国で多発しています。

銀行協会職員などが暗証番号をお聞きしたり、カードをお預かりするようなことは一切ありません。



〇〇警察ですがあなたの口座が危険にさらされています。

カードをお預かりします。

銀行協会の〇×です。

全国銀行協会・警察庁・都道府県警察

